

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

上ノ国町立上ノ国中学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

上ノ国中学校 いじめ防止基本方針 (概要)

- いじめは、生命や心身の健全な成長及び人格の形成重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為であることを認識し、いじめ根絶の校風をつくります。そのために、
- (1) 「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という基本認識に立ち、本校の生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくる。
 - (2) 交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。
 - (3) いじめを認知したら、瞬時に対応を行う。対応にあたっては組織として一貫した学校体制及び教職員意識を構築する。

上ノ国中学校 いじめ防止対策委員会 (いじめ対策組織) の役割や活動

- 【いじめ防止対策委員会の役割】
- ・いじめ防止等の取組に関すること
 - ・相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発、取組のチェック、必要に応じて計画の見直し等
- 【いじめ防止対策委員会の活動】
- ・いじめ防止委員会の実施（4月・7月・12月・3月）
 - ・いじめアンケートの実施、取組評価アンケートの実施と分析
 - ・定期的な生徒の様子交流
 - ・いじめの相談があった場合の事実確認、対応に関する協議、職員および関係者へ情報共有

本校の いじめ防止 プログラムの活動

- 既存の学校行事等を「いじめ未然防止」の観点でとらえ、ねらいを設定して取組を行っています。
 - 異学年交流での生徒相互理解を図るとともに、学年による役割の違いを感じさせながら、生徒の規範意識を高める取り組みを進めています。
- 【活動例】
- ・教育相談の手法を取り入れた学級づくり
 - ・飲酒・喫煙・いじめ根絶標語の掲示
 - ・どさんこ子ども地区会議 等への参加
 - ・情報モラル教室とネットいじめ防止に関する授業 等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談してください。

令和8年度の上ノ国中学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 0139-55-2028 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
檜山教育局教育相談電話（電話）	0139-52-1123	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

